

水俣病被害の救済に関する特別措置法案の概要

1 趣旨

水俣病の公式確認から50年以上が経過した今もなお、様々な症状に苦しむ多くの水俣病の被害者が救済を求め続けている状況にかんがみ、水俣病の問題について原因事業者のみならず国及び関係する県も責任を負うべきことを踏まえ、水俣病の被害者すべてについて救済を図るため、水俣病被害者給付金及び医療費等の支給について必要な事項を定めるとともに、健康管理事業、特定疾病多発地域に居住していた者等の健康に係る調査研究等について定める。

2 法案の対象となる水俣病被害者

次の疫学要件と疾病要件を満たしている者を水俣病被害者とする。ただし、公健法の認定等を受けた者を除く。

【疫学要件】

(1) 後天性水俣病

ア 熊本水俣病 昭和43年12月31日以前に、八代海の沿岸地域のうち特定疾病が多発した地域として政令で定める地域（特定疾病多発地域）に居住・通勤・通学すること等により、水俣湾・水俣川に排出されたメチル水銀に汚染された魚介類を多食したと認められること。

イ 新潟水俣病 昭和40年12月31日以前に、阿賀野川の下流地域のうち特定疾病が多発した地域として政令で定める地域（特定疾病多発地域）に居住・通勤・通学すること等により、阿賀野川に排出されたメチル水銀に汚染された魚介類を多食したと認められること。

(2) 先天性水俣病（胎児性水俣病）

(1)ア・イの者がメチル水銀に汚染された魚介類を多食したと認められる時期以降の時期にその者の胎児であったこと。

【疾病要件】

次の①～⑤（メチル水銀中毒以外の原因によることが明らかであるものを除く。）（**特定疾病**）のいずれかにかかったこと。

- ① 四肢末梢優位又は全身性の触覚又は痛覚の感覚障害
- ② 口の周囲の触覚又は痛覚の感覚障害
- ③ 舌の二点識別覚の障害
- ④ 求心性視野狭窄
- ⑤ 大脳皮質障害による知的障害、精神障害又は運動障害

※ 水俣病被害者給付金又は医療費等の支給のため水俣病被害者の認定を行うに当たっては、主治医の判断を尊重すべきことを明記することとする。

※※ 公健法の認定申請中の者や訴訟提起中の者も対象から除外することとはしない。

3 水俣病被害者給付金

(1) 支給対象者

水俣病被害者（水俣病被害者がこの法律の施行日前に死亡している場合は、その遺族）

(2) 請求期限

この法律の施行日から5年以内（この法律の施行日以後に特定疾病にかかった者は、かかったと認められる日の翌日から5年以内）

(3) 支給額

300万円

4 医療費等

(1) 支給対象者

水俣病被害者

(2) 支給額

医療費：自己負担分相当額

療養手当：公健法の療養手当（現行：月額23,000円～35,900円）と同等額

特別療養手当：月額10,000円

5 健康管理事業等

健康管理事業、相談事業等の実施について規定する。

6 調査研究

国は、特定疾病多発地域に居住していた者及びその子孫の健康調査等の調査研究を速やかに行い、プライバシー等に配慮した上で、その結果を公表するものとする。国は、調査研究の結果を踏まえ、これらの者のメチル水銀中毒による健康被害の救済に関し、特定疾病の範囲の拡大等の必要な措置を講ずるものとする。

7 費用負担

(1) 水俣病被害者給付金の支給に要する費用は、国が支弁し、特定疾病多発地域を含む県・原因事業者に対し、その負担方法・割合について協議の上同意を得て定めた基準に基づき求償する。

(2) 医療費等の支給に要する費用は、その全額を国の負担とする。

8 施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。